特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	固定資産税・都市計画税に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和5年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	【概要】 地方税法等およびこれらの法律に基づく条例に基づき、固定資産税および都市計画税の賦課に関する事務として次の事務を行っている。 【内容】 ・土地および家屋の評価に関する事務 ・土地および家屋における納税者の名寄せならびに固定資産税および都市計画税の税額の決定に関する事務 ・住宅用地の特例に係る申告その他土地および家屋に係る各種申告書の受理に関する事務 ・償却資産に係る申告書の受理に関する事務 ・償却資産に係る価格および税額の決定に関する事務 ・納税者に対する納税通知書等の送付に関する事務 ・ 適定資産税および都市計画税に係る各種税務調査に関する事務 ・ 適定資産税および都市計画税に係る各種税務調査に関する事務 ・ 減免申請書等の受理および減免の決定または不決定に関する事務 ・ 課税に関する統計資料等の作成に関する事務 特定個人情報ファイルについては、上記事務のほか、次の事務にも使用している。 ・ 国および他地方自治体の税担当部局等からの照会に対する回答に関する事務
③システムの名称	固定資産税システム 固定資産税家屋評価システム 固定資産税地番町割図管理システム(GIS) 税証明システム 住登外システム 団体内統合利用番号連携システム 固定資産税イメージファイリングシステム eLTAXシステム 中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル	ž
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1 16の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法別表第2 27の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	財務部税務室
②所属長の役職名	資産税担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイルの	
連絡先	財務部税務室(資産税担当) 函館市東雲町4番13号 0138-21-3229

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5:	年4月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施 されている。			 直点項目評(1 2 3	〈選択肢>)基礎項目評価書)基礎項目評価書)基礎項目評価書 評価書において、リ	及び全項目	目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	_	
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい	_	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委部	Eしない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを				ț・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてい		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続				〇]接統	しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部	部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1 2	く選択肢>) 特に力を入れて行) 十分に行っている) 十分に行っていな)	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I -5-2	参事 川口 健治	資産税担当課長 川口 健治	事後	
平成29年8月29日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年8月29日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年9月20日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年9月20日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月26日	I -5-2	資産税担当課長 川口 健治	資産税担当課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	(項目なし)	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和3年6月18日	I -3	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第16条	削除	事後	
令和3年6月18日	I -4-2	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第20条第5号	削除	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	